

四	三	二	一	發	平	省	○
發	用振	の法	發號	名	成條	二第	債務
行	等替	條律	行稱		二件	十三	省の告
方	法	項及	之及		十等	二十二	發行示
法	の	び根	之記		二年	号行	
	適	そ拠	記	年次	九年	一等	第

回一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利税率をその利率とし、価格競争入札に於いて募入の決定を受けた申込みの応募価格を募入額に

財務大臣 野田佳彌

六				五	
イ		ハ	口	イ	
イ					
発				方 募	
価	行	争	非	者 特 国 札 非	入 価 法 入
格	行	入	価	・ 別 債 発 競	札 格 決
競		札	格	第 参 市 行 争	發 競 定
争	額	發	競	I 加 場 入	行 争 の

額定面金額で二兆千九百十六億円
うちに財政法第四条第一項の規
定に基づき発行した利付国債に
關する規定は、基づき発行した利付
国債に適用する。但し、本項の規定
によつて利付国債の額を算定する場合
に、本項の規定による額と、前項の規
定による額との差額が五百円以上ある
場合は、五百円未満の場合は五百円と
して算定する。

より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者による発行」といふ。）及び価格競争入札と同一に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「非競争入札発行」）及び価格競争入札と同一に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「非競争入札発行」）といふ。

七

ハ　ロ　イ
払

行 争 非 者 特 国 札 非 入 億	行 争 非 者 特 国	札 非
入 億 · 別 債 発 競 札 格	入 億 · 別 債	発 競
札 格 第 参 市 行 争 発 競 金	札 格 第 参 市	行 争
發 競 I 加 場	入 行 争 額	發 競 I 加 場

円 二 円 二 十 二 億 つ 定 に 営 平 千 つ 定 に 営 平 四 債 の 五 額 た 条 特 七 て
 千 十 六 兆 円 い に 関 の 成 万 い に 関 の 成 百 に 規 万 で 利 第 別 十 は
 五 七 万 千 て 基 す た 二 円 て 基 す た 二 九 つ 定 円 千 付 一 会 八 、
 十 億 円 九 づ る め 十 づ る め 十 い に 、 六 国 項 計 億 額
 六 三 百 額 き 法 の 二 額 き 法 の 二 一 て 基 同 百 債 の に 三 面
 億 千 六 面 発 律 公 年 額 き 法 の 二 一 て 基 同 百 債 の に 三 面
 九 六 十 金 行 第 債 度 金 行 第 債 度 四 き 第 十 つ 定 す 五 額
 千 百 九 額 し 二 の に 額 し 二 の に 千 額 発 六 九 い に る 百 で
 二 五 億 で た 条 発 お で た 条 発 お 八 面 行 十 億 て 基 法 三 一
 百 十 五 二 利 第 行 け 二 利 第 行 け 百 金 し 二 八 は づ 律 十 兆
 四 五 千 千 付 一 の る 十 付 一 の る 二 額 た 条 千 き 第 五 五
 十 万 四 五 国 項 特 財 七 国 項 特 財 十 で 利 第 百 額 発 四 万 千
 八 二 百 十 債 の 例 政 億 債 の 例 政 万 三 付 一 五 面 行 十 円 二
 万 千 九 二 に 規 等 運 三 に 規 等 運 円 千 国 項 十 金 し 六 、 百

十 三 二	十 口 イ 一	八
		振 額 最 低 額 面 金
の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発		
払 過 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行		
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 發 競 価		
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日		

(二)

に の 口 る に
よ に 座 も 係 発
り つ に の る 行
算 い 記 と 所 時
出 て 載 し 得 に
し は 又 て 税 お
た 、 は 振 が い
金 前 記 替 源 て
額 記 錄 口 泉 、
か (一) さ 座 徵 そ
ら の れ 簿 収 の
当 算 る 中 さ 利
該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100 \times \frac{365}{1}}$$

(一) 年	錢 額 以 額	平 す 額 の 振	五 万
む 十 式 は ○	面 上 面	成 る の 記 替	
も 号 に 、 募 、	金 の 金	二 。 整 載 法	
の に よ 払 入 四	額 そ 額	十 数 又 の	
と 規 り 込 決 パ	百 れ 百	二 倍 は 規	
す 定 算 金 定 ।	円 ぞ 円	年 の 記 定	
る す 出 額 の セ	に れ に	九 金 錄 に	
。 る し に 通 ン	つ の つ	月 額 は よ	
期 た 加 知 ト	き 応 き	二 に 、 る	
日 金 え を	百 募 百	十 よ 最 振	
に 額 、 受	円 価 円	一 る 低 替	
払 を 次 け	二 格 二	日 も 額 口	
い 第 の た	十	の 面 座	
込 二 算 者	四 錢	と 金 簿	

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

額面金額 × $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

規定期は平成二十三年三月二十日を支払控除する。額は外國法人が適用を受ける所に出しに係る税額の半分を支払う。ただし、前記(一)の算式により算出しが可能である場合は、銀行の支払期日及び第十六号に当たるときは、銀行の額に係る税額の半分を支払う。